

令和 8 年第 7 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 8 年 第 7 回 東串良町 農業委員会 会議録									
招 集 年 月 日		令和 8 年 7 月 1 7 日							
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）							
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 8 年 7 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分				議 長	大村 教男	
		閉 会	令和 8 年 7 月 1 7 日 午前 1 0 時 1 5 分				議 長	大村 教男	
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名		出 欠	番 号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一		○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美		○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆		○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男		○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数 8 名 欠席数 名		○		有留 幸路		○		松元 友信	
		○		中村 春樹		○		杉木 秀幸	
		○		福岡 みどり		○		松留 和江	
		○		村吉 博美		○		谷口 憲三	
会 議 録 署 名 委 員		5 番	鶴丸 千尋			6 番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造			書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 3 3 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について								
	日程第 2 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
	日程第 3 議案第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について								

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 8 年第 7 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、5 番鶴丸委員と 6 番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権の賃借権の合意解約が 1 件 1 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 33 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回は、賃借権が 1 件、所有権移転が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に資料 2 ページから 3 ページをご覧ください。

所有権移転の 1 番、譲渡人は〇〇さんで、公益財団法人鹿児島県地域振興公社を経由して、譲受人である鹿屋市の〇〇さんへ売渡します。申請地は議案書に記載のあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第33号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転が6件となっております。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料4ページをご覧ください。

所有権移転の84番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に85番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

続いて資料5ページをご覧ください。

次に86番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に87番、譲渡人は有限会社〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

続いて資料6ページをご覧ください。

次に88番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に89番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松留立美委員

はい。

議長（大村）

松留立美委員どうぞ。

松留立美委員

88番の〇〇業者が買うのに10万円は安いんじゃない。

事務局（中村）

88番の畑なんですけど、砂採取をした後の畑になります。なので、1筆10万円ということで、申請が上がってます。

松留立美委員

実質は、80万円ぐらいにはなるはずだと思って。

議長（大村）

いいですか。

松留立美委員

はい。

議長（大村）

他に質疑は、ありませんか。

吉ヶ崎委員

一つよろしいですか。

議長（大村）

吉ヶ崎委員どうぞ。

吉ヶ崎委員

89 番の田んぼの件ですが、譲受人として、〇〇さんが購入されていますが、〇〇さんではないですか？

事務局（中村）

お答えします。申請はですね、〇〇さんが買うという事で、〇〇さんであれば、認定農家ですので、3 条ではなく中間管理事業で売買ができるという事で、今回の申請は、〇〇さんという事で。

吉ヶ崎委員

中間管理事業を使わないという事。

事務局（中村）

3 条に関しては、農業をされるのであれば、機械をもたれていれば、農業従事日数が 150 日以上あれば、認定農業者でなくとも、購入できます。あくまでも農業をすることが大前提です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 2 議案 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 3 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が1件きており、現地調査を行っております。

それでは、資料7ページの、有限会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を松元委員よろしく申し上げます。

(松元委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和8年7月10日金曜日に、転用に係る現地調査を私と櫻木委員及び事務局職員2名の計4名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借人である〇〇興業さん及び貸人である〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂採取業者である借人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は1年間となっております。

申請地は地域計画区域内農地および農用地区域内農地に該当しており、原則転用は禁止されておりますが本件では、転用期間が1年間に限定された一時的な利用であることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当すると見込まれます。

また、砂採取後は現況に近い形状に復元する計画となっており、周辺農地への影響についても、被害や苦情が生じた場合には責任をもって対応する旨が示されていることから転用を認めても差し支えないものと思われまます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第35号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

8月の現地調査を17日の月曜日、定例総会を8月25日水曜日、総会に関する申請締切を7月31日金曜日までとします。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第7回定例総会を閉会いたします。